

消防 なんでも 南部分署



119番通報の流れ

消火活動や救急・救助活動は、一分一秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報を受けると、直ちに最寄りの消防署から消防車や救急車等を出動させます。

火事・救急・救助は局番なしの119番

119番通報は局番(096...)がいりません。また、携帯電話からも局番なしで通報することができ、最寄りの消防本部につながります。

※場所や地形により、管轄外の消防本部につながることもあります。また、管轄の消防本部に転送されます。

通報は質問形式

電話がつながると、指令員と直接話することになります。話の流れとしては、指令員の質問に答えていく形になります。ですので、焦らずに、落ち着いて話してください。

※質問例

- ・火事ですか？救急車ですか？
- ・場所はどこですか？
- ・今通報している電話番号は？(場所を特定する為に聞くことがあります。)
- ・誰が(何が)どのような状況ですか？



その後の状況を確認するために、消防本部から再度電話をかける場合があります。携帯電話を使用して通報した場合は、通報後しばらくは電源を切らないでください。また、電波の状態の良い場所から離れないでください。皆さんのご理解と協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署 TEL (096) 903034

こちら 高森警察署 です!



春休み期間中の非行・犯罪被害防止

○進学・進級時の少年非行・家出を防止しましょう

家庭は小さな社会です。家庭内の小さな約束を守ることが規範意識を育てることになります。決まりや約束を守ることで自分を守ることを家庭内でしっかりと教えて、よりよい習慣を身につけましょう。

毎日の生活の中で、子どもの言葉や生活態度に注意し、次のような非行の「兆し」を発見した場合は、早期に適切な指導を行い、子どもを非行に走らせないようにしましょう。

- 行き先を告げずに外出したり、帰宅時間が遅くなる
- ウンをついたり、ソワソワして落ち着きがなくなる
- 付き合う友達が変わり、服装が派手になったり、化粧をする
- 片時も携帯電話を離さず、使用時間も長くなる

○いじめ問題はひとりで悩まず、ご相談を

いじめは、いじめを受けた子どもに重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。いじめは犯罪になるおそれがありますので、最寄りの警察署にご相談下さい。

「肥後っ子テレホン」は、少年の非行に関する相談、家出や夜遊びなどの不良行為の相談、犯罪被害やいじめなどの相談を、電話や来訪により受け付けています。お気軽にご相談下さい。

電話・ファクス番号 096(384)4976 (サートホー ヨクナロー)
フリーダイヤル 0120(02)4976 (オーニョリ ヨクナロー)
相談受付時間 午前8時30分～午後5時15分
メールアドレス higo.kko@police.pref.kumamoto.jp

お問い合わせ先

高森警察署 TEL (096) 0110

知っておきたい 税情報



○社会保障と税の一体改革による 主な消費税法改正の概要

1 消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む。)の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分)の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間以後の6月中旬申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができるとされました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から、また、個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

なお、消費税法改正等に関してお分かりになりたい点や詳しくお知りになりたいことがありますら、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。く、最寄りの税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先

阿蘇税務署 TEL 0967(22)0551